

# 笠間市空家・空地バンク制度

移住・定住・二地域居住される方を支援しています。 良好な住環境の確保、定住・定期的な滞在の促進、 生活環境の保全のため、空家・空地の情報を提供する制度です。





当事者間での物件の売買・ 賃貸借に関する交渉契約等の仲介

宅地建物取引業者等



空家・空地利用希望者

笠間市に所有する空家・空地を 売却または賃貸したい方

【登録できない空家・空地】

- ・賃貸や分譲を目的に建築した空家
- ・管理不全状態な空家及び空地
- ・分譲目的の空地
- ・宅地以外の空地

笠間市に定住または定期的な滞在を 目的として、空家・空地バンク制度に 登録された空家・空地の利用を希望する方

依頼

利用登録申込み 笠間市

連絡・調整

連絡調整

物件登録申込み



連絡調整 調査 物件登録 情報公開 利用希望者登録

物件情報は、笠間市公式ホー ·ジのほか、全国版空家バンクサイトに掲載

## お使いいただける主な補助制度

#### 家財道具等処分補助

【対象者】登録物件の個人所有者

【補助金】処分費用の1/2以内(10万円を限度)

居住誘導区域・準居住誘導区域内 処分費用の1/2以内(20万円を限度)

※市一般廃棄物許可業者等へ委託する場合に限る

#### 購入補助

【対象者】登録物件を取得する入居者

【補助金】購入費の3%以内(30万円を限度) 居住誘導区域・準居住誘導区域内 購入費の3%以内(50万円を限度)

※物件に5年以上居住すること

#### 賃貸補助

【対象者】登録物件を賃借する入居者 (新規転入者のみ)

【補助金】家賃2ヶ月分相当額(10万円を限度) 居住誘導区域・準居住誘導区域内 家賃4ヶ月分相当額(20万円を限度)

※物件に5年以上居住すること

#### 既存住宅状況調查補助

【対象者】対象住宅の所有者・購入者 空家・空家バンク制度利用登録者

【補助金】状況調査費用の1/2以内 (2万5千円を限度)

#### 修繕補助

【対象者】登録物件の個人所有者 物件への入居者

【補助金】修繕費用の1/2以内(50万円を限度)

※登録物件の住所に住民登録をすること(入居者のみ) ※物件を10年以上活用すること



### 申請方法

所定の申請書を企業誘致・移住推進課へご提出ください。 \*窓口に設置のほか、笠間市HPからもダウンロードできます。

#### 契約方法

物件の売買・賃貸借に関する交渉や契約等の仲介は原則、 宅地建物取引業者等に依頼するため、市は関与しませんので、 あらかじめご了承ください。

企業誘致・移住推進課 移住推進G 問い合わせ先:笠間市役所

Email: akiya@city.kasama.lg.jp TEL: 0296-77-1101

FAX: 0296-77-1324